

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業特定環境影響評価書に対する知事意見【新地町】

1 総括的事項について

(1) 常磐線の復旧事業は、ライフライン確保の上で極めて重要な事業であるが、対象事業実施区域周辺には希少動植物の生息情報があるなど自然豊かな地域であること、並びに対象事業実施区域及び工事車両の運行ルートには住宅、学校等が存在し児童生徒等の通学路となっていることなどから、事業の実施に当たっては、自然環境及び生活環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう、環境保全に最大限配慮すること。

また、常磐線の迅速な復旧と環境保全の両立の観点から、現時点において事後調査を実施しないこととしている項目についても、必要に応じて事後調査を実施すること。

(2) 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。

(3) 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の意見を聴くなどして、適切な対策を講じること。

2 大気環境について

(1) 工事の実施に伴う粉じん等については、残土の一時保管を行う場合など気象条件によっては多量の粉じんが飛散することが懸念されるため、必要に応じて事後調査を実施することとし、その旨補正後の特定環境影響評価書に記載すること。

(2) 工事の実施及び列車の走行に伴う騒音については、対象事業実施区域及び工事車両運行ルート付近に住宅、学校及び社会福祉施設等が存在することから、必要に応じて事後調査を実施することとし、その旨補正後の特定環境影響評価書に記載すること。

3 水環境及び地盤について

工事の実施に伴い発生する濁水及び生活雑排水に係る環境保全措置について、補正後の特定環境影響評価書に記載すること。

また、大規模かつ緊急の工事となることが想定されることから、必要に応じて水の濁りに係る調査や地下水位の観測を行うなど水環境への負荷低減や地盤安定性の確保に努めること。

4 動植物について

文献調査や現地調査の結果によれば、対象事業実施区域周辺には、希少な動植物が多数生息していること、及び東日本大震災による津波の被災地域において、希少植物の群落が新たに発見された事例があることなどから、動植物については丁寧に事後調査を行い、希少種の生息が確認された場合は、専門家に意見を聴くなどして適切な環境保全措置を講じること。

5 景観について

対象事業実施区域西側の近傍集落に調査地点を追加し、今後の新地町における復興計画等を踏まえ、当該地点から海（東側）を望む景観に及ぼす影響について予測及び評価を行い、その結果を補正後の特定環境影響評価書に記載すること。

6 その他

上記1から5の措置を講じるにあたっては、必要に応じて関係機関と協議すること。